別記第五十六号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第五十五条関係）

不在者投票に関する調書（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

何投票区

1　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者　人	備　考
2　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第68条の規定により他の市町村で投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した船員		人	備　考
3　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第77条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者　人	備　考
4　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第81条第６項の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者　人	備　考
5　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第82条第７項（同令第83条第３項において準用する場合を含む。）同令の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員		人	備　考
6　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第85条第３項及び第86条第４項において準用する同令第82条第７項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した者		人	備　考
計		人	
7　投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日	備　考
（氏　　名） （氏　　名）			
計			

何年何月何日調製

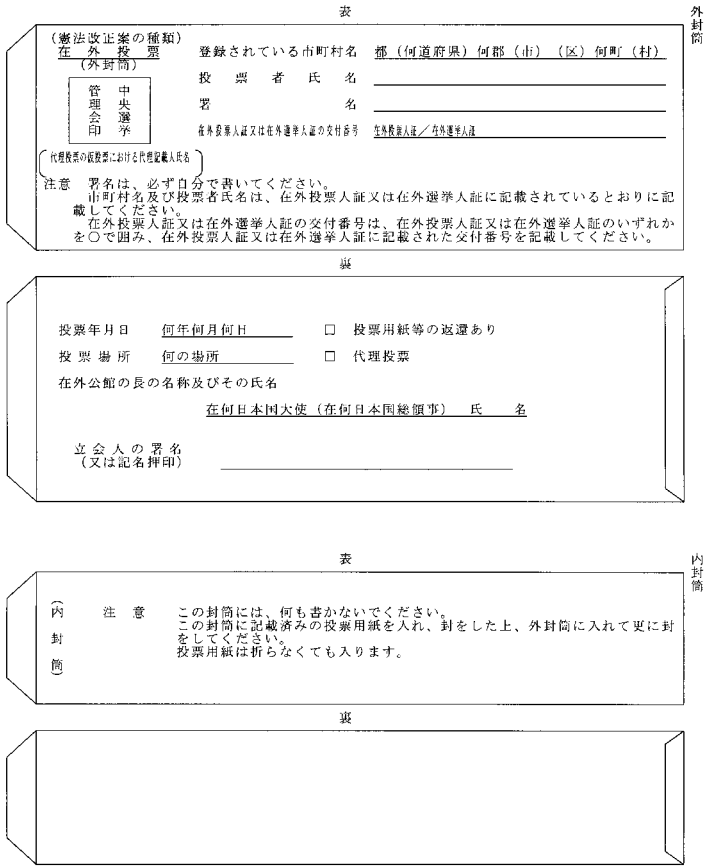
都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長　　氏　　名　　印

備　考

1　令第67条、第68条、第77条又は第81条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者のうちに期日前投票所において法第63条の規定による仮投票を行った者がある場合には、その者の氏名を１の欄、２の欄、３の欄又は４の欄の「備考」欄に記載すること。

2　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）の備考10に準ずる。

別記第五十七号様式（令第九十四条第１項の規定による在外投票用封筒の様式）（第五十七条関係）



備　考

1　令第52条第１項から第３項までの規定を準用する令第95条第４項の場合においては、外封筒の表面下段に代理記載人の氏名を記載しなければならない。

2　在外公館の長は、令第95条第３項又は第４項の規定により投票をした者については、外封筒の裏面の「代理投票」の□にレをつけなければならない。

3　在外公館の長は、令第103条第１項の規定により読み替えて適用される令第92条第２項（不在者投票の投票用紙等の返還）又は令第104条第２項（郵便等による在外投票の投票用紙の返還）の規定により投票用紙等を返還した者については、令第94条第３項の規定により投票用紙等を交付しようとする場合においては、外封筒の裏面の「投票用紙等の返還あり」の□にレをつけなければならない。

4　中央選挙管理会の印は、刷込み式にすることができる。